

# 子どもの人権連第38回総会・学習会

子どもは



ひとりの



人間だよ！



2023年9月8日（金） 15:45～16:15 総会  
16:15～17:30 学習会  
日本教育会館 9F 「平安」

## 活動報告

(2022年9月～2023年8月)

23年4月に「こども基本法」が施行され、「こども家庭庁」が発足することをふまえ、22年度の子どもの人権連総会(22年9月9日)では、半田勝久さん(日本体育大学)を招いて「生徒指導における子どもの権利の尊重—子ども人権擁護機関における子どもの権利条約の実践—」と題して、世田谷区子どもの人権擁護機関(「せたホッと」)の実践から「解決主体としての子ども」を中心にいくアプローチや、「生徒指導提要」の改訂を受け、子どもの権利条約の4つの一般原則から自らの教育活動をふりかえる視点等についてお話いただき、学習を深めることができました。

22年度も引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を講じながらの活動となりました。第24回「子どもの権利条約具体化のための実践」助成事業には、13件の応募があり、すべての事業に継続して助成を行いました。第22回の助成事業についての報告をいんふおめーしょんに掲載し、各地の活動内容を共有するとともに、いんふおめーしょんNo.169までをH.Pにアップし、子どもの権利に関する情報等を発信しました。

22年10月、アイルランドの首都・ダブリンで開催された国際会議(第10回 Child in the City 世界会議)に平野裕二代表委員を派遣し、同国における子ども参加推進のためのとりくみ、アイルランド子どもオンブズマンの活動状況などについて知見を深めることができました。また、対面・オンライン併用で開催された「子どもの権利条約フォーラム in 沖縄」(22年11月)に参加し、子ども・若者に関する情報を共有するとともに人権諸団体や地域との連携強化に努めました。

リーフレット「知っていますか?『子どもの権利条約』 知っていますか?子どもたちの今」や子どもの権利条約紙ファイル、不織布バッグ等のグッズを子どもや教育に関係するNPO・NGO等のイベントや教職員組合の学習会・フォーラム等で配布し、子どもの権利条約の普及活動に努めました。また、自治体や幼児教育施設等で研修や日々の活動に活用できるよう、希望するところに送付しました。「子どもの権利条約を知らない」子どもが半数いることをふまえ、学校・地域等で子どもにもおとなにも周知するとりくみを広げていかなければなりません。

4月、「こども基本法」が施行され「こども家庭庁」が発足しました。こども家庭庁では、「こども大綱」の策定にむけ議論がすすめられています。子どもの貧困・虐待・いじめ・不登校・自死等、子どもをとりまく状況が深刻さを増す中、「子どもの最善の利益」を保障する施策となるよう注視していかなければなりません。また、こども家庭庁と文科省の連携強化を求めていく必要があります。

新型コロナウイルス感染症が5類に移行され、「感染拡大前の日常」に戻りつつありますが、さまざまな制限を強いられた子どもたちの今後の生活や、人との関係づくり等に大きく影響することが懸念されます。これまで困難を抱えていた子どもたちが、さらに厳しい状況に追いつめられてる状況もふまえ、学校・地域・社会で子どもの権利条約が実現されるよう、今後も人権連のとりくみをすすめていかなければなりません。

## 「活動方針（案）」

(2023年9月～)

### I. 経過と情勢

子ども的人権連は1986年の発足以降、子どもの権利条約の国連での採択、日本における条約批准、国内での法制度の改善・整備などを求めるとともに教育・福祉の場での子どもの権利確立に重点をおいてとりくんできました。また、国連・子どもの権利委員会の継続的傍聴活動、同委員会宛NGOレポート作成、社会権規約委員会宛レポート作成など対国連活動も精力的に行ってきました。

2019年には、国連子どもの権利委員会から第4・5回統合日本政府報告書への総括所見（以下、「総括所見」）が示されています。権利委員会の勧告をふまえ、子どもの権利にかかわるNPO・市民団体や自治体、教育関係者等と広く連携し、「総括所見」のフォローアップに努めていくことが重要です。

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻が開始され1年半が経過しました。これまでに500人の子どもの命が奪われているという報道もあります。国連機関の発表では、民間人の犠牲者は1万人を超えており、ウクライナ国内で緊急人道支援を必要としている人の数は、1800万人とされています。

国連は、世界各地の武力紛争がもたらす子どもへの影響を調査した報告書を公表（6月）し、ロシアを、子どもの権利を著しく侵害した国のリストに加え、子どもを守る対策を講じるよう強く求めるとともに、ウクライナ側にも、子どもの権利を守るよう対応を求めました。世界各地で、紛争や災害、貧困等により子どもたちのいのちや「学ぶ権利」が脅かされています。それらの状況に常に関心を寄せ、平和な社会の構築にむけて関係団体と連携したとりくみをすすめる必要があります。

日本においても、子どもをとりまく状況は依然として厳しく、新型コロナウイルス感染症が5類に移行されたものの、経済格差やこれまでの行動制限等が子どもたちの生活に少なからず影響を及ぼしています。21年度に児童相談所が虐待として対応した件数は20万7659件に上り（厚労省調査）、過去最多となりました。厚労省は23年度予算において児童福祉司や児童心理司の増員を前倒しし、児童相談所の相談支援体制を強化するとしましたが、ヤングケアラーへの対応等、今後も支援体制の強化が急がれます。

22年12月、「民法の一部を改正する法律案」が公布・施行されました。改正により、親権者による懲戒権の規定が削除され、「親権者は、子の人格を尊重するとともに…、かつ、体罰等の、子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない」と明記されました。民法改正に伴い、児童福祉法と児童虐待防止法も改正され、「懲戒」の削除とともに「体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない」と明記されました。

また、「改正児童福祉法」（24年4月1日施行）では、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化や自立支援年齢の上限撤廃、子どもの意見聴取等のしくみの整備、一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入などが盛り込まれるとともに、「児童をわいせつ行為から守る環境整備」として、保育士の資格管理の厳格化、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表・共有を可能とするなどの改正が行われました。しかし、資格のない保育士等への対応など子どもの安心・安全をどう守るか等、課題は残されたままです。昨年4月から「教育職員等による児童生徒暴力等の防止に関する法律」が施行されていますが、子どもへの性暴力の事例は後を絶たない状況です。

7月、刑法が改正され性犯罪の規定が見直されました（7月13日施行）。これまでの「強制性交

罪」は「不同意性交罪」となり、相手の同意がない性行為は犯罪と規定されました。これには性行為を目的に子どもを手なずける「グルーミング」も含まれています。また、性交同意年齢が16歳に引き上げられる等、一定の改善が見られます。しかし、性暴力をなくすためには、厳罰化だけでなく、子どもたちが性に関する科学的知識や人との関わり方を学ぶ機会を、就学前から保障することが必要です。文科省・内閣府は、「命（いのち）の安全教育」の活用を全国の小中学校ですすめています。学習指導要領の「はじめ規定」は残されたままです。子どもたちが自分の身体について知ることは権利であり、性的マイノリティの子どもの人権も含め、「性＝生」を考える包括的性教育に幼少期からとりくむことが重要です。

4月、「こども基本法」が施行され、「こども家庭庁」が発足しました。「こども基本法」では、「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり」「こども施策を総合的に推進する」ことが明記され、「こども家庭庁」は、「(こどもの)最善の利益を優先して考慮することを基本」とし「こどもの権利利益の擁護に関する事務を行う」機関とされています。こども家庭審議会では、「こども大綱」の議論が年度末を目途にすすめられていますが、子どもの権利条約の4つの原則にもとづき策定されることを求めていく必要があります。また、安定財源の確保や「こどもコミッショナー」などの子どもの権利擁護に対する第三者機関の設置等、課題が残されていることから、今後も関係団体と連携したとりくみをすすめる必要があります。

各地域においては、これまでに64自治体が子どもの権利に関する条例を制定しています。また、子どもの相談・救済機関（公的第三者機関）を設置している自治体も43あります。（条例は5月現在、機関は22年10月現在、「子どもの権利条約総合研究所」調べ）

今後、国においても「総括所見」や「一般的意見」を反映させ、こども家庭庁が文科省等関係省庁との連携を強化し、子どもの権利保障をめざすとともに権利擁護のしくみを構築するよう求めていく必要があります。

文科省調査（22年10月公表）によると、小・中・高校におけるいじめの認知件数は約61万5351件、長期欠席者の数は51万1982人（うち新型コロナウイルス感染症回避7万1704人）、不登校は29万5925人、自死は514人に上り、どれも過去最多となる深刻な状況です。また、学校における体罰も後を絶ちません。

文科省は、10年ぶりに「生徒指導提要」を改訂（22年12月）し、改訂版には、生徒指導を実践する上で、「児童の権利条約の四つの原則を理解しておくことは不可欠」であり、「同条約の理解は、教職員、児童生徒、保護者、地域の人々にとって必須」と明記されました。子どもの権利条約を「内容までよく知っている」教員が2割にとどまり、「子どもの権利条約を知らない」子どもが半数いること（22年、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン調べ）をふまえ、子ども・教職員をはじめ、学校・地域等での周知・理解をすすめていかなければなりません。また、文科省は3月、「不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにする」ことをめざすとして「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」を示し、「不登校特例校」をすべての都道府県・政令市に設置するとしています。不登校の子どもの学びの保障は不可欠ですが、「ともに学ぶ権利」を損なわないようにする必要があります。

日本政府は、子ども権利委員会から再三にわたり、過度に競争的なシステムを含むストレスの多い学校環境から子どもを解放するための措置を強化するよう勧告されています。全国学力・学習状

況調査が学校への点数・順位向上のプレッシャーとなり、事前対策や独自テストなどの強化が行われている現状も変えていかなければなりません。また、「カリキュラム・オーバーロード」と言われる教育課程の過密さが子どもの負担となっていることをふまえ、学習指導要領の内容の精選を含む学校制度の改善を求めていく必要があります。

中教審では一人一台端末を活用した授業のあり方についての議論がすすめられ、教育のデジタル化を加速させようとしています。AI や ICT は学習ツールの一つであり、「個別最適な学び」に偏ることなく、就学前からの様々な経験や体験、人とのつながりを通して創造される学びを保障することが重要です。デジタル化が「すでに存在する不平等を悪化させ、または生徒・教員間の相互交流に置き換わることがないように」という国連・子どもの権利委員会の警鐘をふまえなければなりません。

また、教育産業の参入による教育の民営化・商業化の加速等により、これまで積み重ねてきた「ゆたかな学び」が歪むことも懸念されます。教育の機会均等やインクルーシブ等の観点から、遠隔・オンライン授業をとらえる必要があります。不登校の子どもがオンライン授業であれば参加できるという事例がある一方で、不登校問題そのものの解決にアプローチするものではないことにも留意しなければなりません。さらに、画面を見ることがつらい子どもにとっては、学ぶ権利を奪われることにつながります。子どもの実態は一人ひとり違うことを常に考える必要があります。子ども自身の意見を聞きながら、すべての子どもの Well-Being につながる ICT の活用を考えていくことが必要です。

さらに、文科省調査（22年）では、「パソコンや携帯電話等を使った誹謗・中傷」は2万1900件で増加傾向にあります。1人1台端末が多く自治体で完備される中、デジタル・シティズンシップ教育の推進等、子どもたちが人権の視点でICTにかかわるとりくみをすすめることが急務です。

障害のある子どもをめぐっては、総務省からの勧告を受け、厚労省がすすめる早期発見、早期支援の名のもと「早期振り分け」が行われており、子どもの全体数が減少している中、特別支援学級や特別支援学校に在籍する子どもの数は毎年過去最高を続けています。本人・保護者が地域の普通学級を希望しても、特別支援学級や特別支援学校をすすめる事例が後を絶ちません。また、高校における定員内不合格についても、22年の文科省調査からは、全国で述べ1631人の定員内不合格の生徒がいたことが明らかになっています。文科大臣は、「障害を理由に定員内不合格を出すことはあってはならない」と会見しましたが、現場では「総合的判断」のもと定員内不合格を出している実態もあり、内なる「適格者主義」の克服も重要です。

医療的ケアに関しては、医療的ケア児への支援を学校設置者の責務とした「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立（21年6月）したものの、看護職員等の中学校校区への配置など「保護者の付き添いがなくても支援を受けられるような措置」の実現には至っていません

22年9月、国連・障害者権利委員会より日本政府に対して勧告（総括所見）が出されました。総括所見では、日本の分離教育の廃止とインクルーシブ教育に関する国の行動計画の策定、4.27通知の廃止等が勧告されましたが、文科大臣は、現行の「特別支援教育の中止は考えていない」「4.27通知も撤回しない」と会見しました。日本政府は、条約批准国としての責務を果たすべきです。今後は、総括所見をいかし、障害者権利条約や関連法の周知・理解をすすめる、だれも排除されない施策の充実や、地域とともに学ぶ教育実践をすすめることが急務です。

東日本大震災、東電福島第一原発事故から 12 年が経過しました。しかし、避難生活者は未だに 30422 人（復興庁、5 月）を数え、被災 3 県に居住していた 4907 人（文科省 22 年 5 月）の子どもが依然として別の居住地で学校生活を送っています。各地で大規模災害が発生する中、私たちは、震災・原発事故を風化させることなく、子ども期の被災体験がその後に及ぼす影響を見守り続け、支援策を講じるとともに、震災後に生まれた子どもたちも含め防災・減災教育を継続する必要があります。

子どもの人権連は、今後も子どもの権利条約の広報活動とともに、「総括所見」のフォローアップに努めていきます。また、子どもの最善の利益を保障できる学校・社会の実現をめざし、これまで果たしてきた役割の総括やとりくみの見直しをすすめつつ、引き続き子どもの権利条約や障害者権利条約、社会権規約など人権諸条約の具現化にむけとりくんでいきます。

## II. 具体的なすすめかた

- (1) 「子どもの権利条約具体化のための実践」助成事業および講師派遣事業を継続します。また、東日本大震災子ども支援ネットワークの活動等子どもの権利条約の具現化に資する活動に協力します。
- (2) 子どもの人権課題や子どもの権利条約に関する学習会等を開催します。また、「子どもの権利条約フォーラム」などに、他団体や NPO 等と連携して参画します。
- (3) 「広げよう！子どもの権利条約キャンペーン」等と連携し、子どもコミッショナーなど子どもの権利擁護のための第三者機関の設置を求めとりくみます。
- (4) 障害者権利条約をはじめ国連の人権諸条約委員会による勧告のフォローアップに努めるとともに、子どもの権利条約 NGO レポート連絡会議に参加し、第 6 回子どもの権利委員会審査にむけとりくみます。
- (5) 子どもの権利実現のための国際的なとりくみに参加します。
- (6) 個人通報制度にかかわる選択議定書など子どもの人権に関するキャンペーンにとりくみます。
- (7) 子どもの権利条約ファイルやバッグ、リーフレット、カードゲーム等を活用し、子どもの権利条約の普及推進と社会的対話を促します。
- (8) 各地域で子どもの権利に関する条例の制定・政策がすすめられるよう、関係団体や自治体等と連携をはかります。
- (9) 機関誌「いんぷおめーしょん」の発行、ホームページの活用等をとおして、情報発信や子どもの権利条約の啓発・広報を充実させます。
- (10) 人権連の活動の基盤強化に努めます。